

介護保険料等における 基準額の調整について

～令和8年度の変更点について～

長寿介護課 令和8年2月作成



基準額の変更

令和8年度から介護保険料等の基準額が80.9万円から82.65万円に変更される

背景は令和7年(1～12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が82.65万円となることを踏まえた基準の見直し



令和8年4月から適用

保険料段階の変更

段階	対象者	年額
第1段階	①老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ②生活保護受給者 ③世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下の方	19,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円を超え120万円以下の方	32,500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階に該当しない方	46,000円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下の方	60,400円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円超の方	67,200円

※第6段階以上に変更なし

82.65万円に逡



令和8年8月から適用

特定入所（負担限度額）基準の変更

利用者負担段階	補足給付の主な対象者 ※非課税年金も含む		預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が市町 村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額80.9万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80.9万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下

82.65万円に変更



令和8年8月から適用

高額介護サービス費基準の変更

自己負担段階区分		負担の上限額（月額）
市民税課税世帯	課税所得 690 万円（年収約 1, 160 万円）以上	140, 100 円（世帯）
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上	93, 000 円（世帯）
	課税所得 690 万円（年収約 1, 160 万円）未満	
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44, 400 円（世帯）
市民税非課税世帯		24, 600 円（世帯）
・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 年間 80.9 万円以下の方等		24, 600 円（世帯） 15, 000 円（個人）
生活保護を受給している方等		15, 000 円（世帯）

82.65万円
に変更

